

令和2年度（2020年度）「議会による行政評価」実施要項

1 目的

飯田市自治基本条例第22条に基づき、議会による行政評価を行い、市の執行機関の活動を監視、評価することにより、適正な行政運営の確保に努める。これにより、議決事件とした基本構想基本計画の進行管理に関与し、議会としての責任を果たす。

2 基本方針

「いいだ未来デザイン2028」の進行管理のため、議会として、戦略計画を中心に基本目標ごとに評価・検証を行うとともに、執行機関側に対して提言を行う。

今年度は、基本目標の見直し年度としての評価を行うため、2019年度の評価とともに、2020年度の現状を踏まえ、前期4年間で俯瞰的に見て中期に繋がる評価を行う。

また、今年度の試みとして、基本目標及び戦略計画を評価対象とした政策的評価の1層目、決算審査を政策へつなげる事務事業評価の2層目、といった2層式による議会行政評価に取り組み、9月定例会の一般質問後の予算決算全体会へ向けて2層を重ねて集約するとともに、提言につなげる。

3 実施計画

(1) 基本的考え方

① 位置付け

行政評価は、予算決算委員会の所管事務調査として「閉会中」も継続して調査を実施する。

* 6月定例会において閉会中の継続調査として位置づけ。

② 実施体制

行政評価の実施体制は、総務委員会・社会文教委員会・産業建設委員会の3つの委員会の構成員による予算決算委員会分科会（以下、分科会）が各基本目標を分担して行政評価を行うことを原則とし、基本目標のマネジメントリーダー（執行機関の部局長）の所属する分科会が担当する。ただし、複数の分科会に関連する基本目標については、必要に応じて連合会議を開催することとする。また、リニア中央新幹線計画に関連する事項については、リニア推進特別委員会の構成員による分科会を設置し、担当分科会と連合会議を開催する。

また、予算決算委員会の正副委員長と分科会の座長、会派政策担当らによる委員会準備会を置き、「事務事業と施策を行ったり来たりする視点」や「長期的な展望に立った視点」について、共通認識を持つため、分科会間の調整を行う。

③ 評価

ア 評価の進め方については、「いいだ未来デザイン2028」の基本目標及び戦略計画等の実績やその自己評価、現在の進捗状況等に関して、執行機関側から説明を受けたのち、分科会を中心に評価を進める。（詳細は別紙「令和2年度（2020年度）「議会による行政評価」の評価の視点について」を参照）

イ 評価対象は、「いいだ未来デザイン 2028」の基本目標と戦略計画（小戦略）をはじめとして、当事者目標及び事務事業を決算審査において扱う。また、分野別計画の扱いは、分科会の判断による。

ウ 評価においては、評価対象に応じて、評価の視点を持ち、ポイントを押さえながら評価する。（別紙「令和2年度（2020年度）「議会による行政評価」の評価の視点について」を参照）また、評価のまとめにおいては、議員間自由討議を重視し、分科会、委員会準備会での調整、全体会を経て、議員間で共有された事項を提言としてまとめる。

（2）具体的な取り組み

①事前準備

ア 戦略計画（小戦略）のうち説明を受ける対象を絞り込む場合は、分科会の判断による。

イ 分野別計画の扱いについては、総務委員会・社会文教委員会・産業建設委員会の所管する調査研究テーマとの関係から、分科会の判断等に任せる。

②ステップ 1 「成果説明」 7月21日（火）、22日（水）

ア 「いいだ未来デザイン 2028」の基本目標については、所管の分科会において、マネジメントリーダーから「基本目標評価シート」等により取り組みの内容やこれまでの成果、課題などの説明を受ける。複数の分科会に関連する基本目標については、必要に応じ連合会議の形式により説明を受ける。

イ 戦略計画（小戦略）については、分科会ごとに「年度戦略（小戦略）評価シート」等により、マネジメントリーダーもしくは主管課長から説明を受ける。

ウ 当事者目標及び事務事業については決算審査で扱うが、基本目標及び戦略計画の評価・検証の必要により確認する場合がある。

エ 分野別計画については分科会の研究テーマとの関係から分科会の判断により説明を受ける。その場合の説明は、分野別計画の概要等について担当課等の長から説明を受ける。

オ 執行機関側の説明を受けたのち、必要な質疑を行う。分科会においては、議員間自由討議を積極的に活用し、論点の整理に努める。

③ステップ 2 「戦略計画に対する個々の議員による評価」 提出日：7月30日（木）

ア 別紙『令和2年度（2020年度）「議会による行政評価」の評価の視点について』をもとに、個々の議員により評価を行う。また、期日までに評価シートを事務局へ提出する。

④ステップ 3 「分科会による意見集約」 8月5日（水）、6日（木）

ア 上記③の「個々の議員による評価」を持ち寄り、分科会としての意見を集約する。

イ 連合会議を8月6日に実施し、所管分科会の座長が進行を行い、意見の取りまとめを行う。

ウ また、意見があれば、期日までに各座長へ提出する。

⑤ステップ 4 「全体会での検討経過確認・協議」 8月25日（火）

ア 分科会の検討経過について、第3回定例会の予算決算委員会（前期全体会）に委員長が報告し、全体で確認する。

イ 事務事業評価を行う決算審査に向けて、課題等の共有化を図る。

- ⑥ステップ5「決算報告の分科会審査及び全体会での確認」 8月31日(月)～9月17日(木)
- ア 分科会の決算審査において、当事者目標及び事務事業について評価・検証を行う。
 - イ 評価にあたっては、基本目標との関係性などを踏まえ、政策に通じる決算審査にしていく。また、ステップ4を踏まえた評価・検証を行う。
 - ウ 分科会後に委員会準備会を実施し、評価・検証のまとめ、提言内容等について調整する。
 - エ 全体会を実施し、評価・検証のまとめや提言内容等の共有を図る。

- ⑦ステップ6「提言と進行管理」 9月23日(水)
- ア 9月定例会本会議(最終日)において、委員会からの提言を報告し、閉会後に議長から市長に対し提言を行う。
 - イ また、委員長の立会いのもと、分科会正副座長において、所管する部長へ提言についての説明を行う。

(3) 日程

- ア 事前準備 委員会準備会による分科会の意見等の調整、評価対象の決定
⇒執行機関側への通知(資料請求)
- イ 資料提供 企画課から議会事務局へ7月9日(木) 予定
⇒7月10日(金)以降、議会事務局から各議員へ配布

ステップ1「成果説明」	7月21日(火)、22日(水) 各分科会(必要に応じて連合会議)
ステップ2「戦略計画に対する 個々の議員による評価」	提出日:7月30日(木)
ステップ3「分科会による意見集約」	8月5日(水) 8月6日(木)
ステップ4「全体会での検討経過確認・協議」	8月25日(火)
ステップ5「決算報告の分科会審査 及び全体会での確認」	8月31日(月)～分科会 9月17日(木) 後期全体会
ステップ6「提言と進行管理」	9月23日(水)

※「事務事業実績評価表」(約400事業)の扱い:

決算審査の資料として、事前に執行機関から「事務事業実績評価表」のデータ(CD-ROM)の提供を受け、7月上旬～中旬に全議員へ配布予定。別途「主要な施策の成果説明書」として印刷物も配布予定。*決算審査資料:第3回定例会の議案と同時配布

令和2年7月9日 予算決算委員会準備会 協議・決定

令和2年度（2020年度）「議会による行政評価」の評価の視点について

評価対象	評価の視点・評価のポイント
1 基本目標	<p>12項目を所管する分科会（連合審査含む）において実施する。 2019年度「基本目標評価シート」の説明を受けて、以下の「評価の視点」を持って評価・検証する。</p> <p>【評価の視点】</p> <p>(1) 基本目標の2019年度の成果評価 基本目標の戦略（考え方）の妥当性を成果指標等の推移から評価・検証する。 *参考：昨年度は基本目標と戦略計画、当事者目標のタテの展開（鏡写しになっているか）つまり関係性が、妥当かを重点的に評価・検証した。</p> <p>(2) 基本計画の見直し年度としての評価 基本目標の達成度を成果指標から推定し、中期計画へどのようにつなげていくべきか、を評価する。これまで積み上げてきた評価などを生かしながら、前期の全体的な評価としていく。また、「どのように」という具体性については、提言に結び付けていく。</p> <p>【評価のポイント】</p> <p>(1) 基本目標の2019年度の成果評価 ① 基本目標のねらいと取り巻く状況の認識は妥当か ② 取り組みの内容をどう評価するか</p> <p>(2) 基本計画の見直し年度としての評価 ① 基本目標の中期に向けた是非（十分か、新しいものがあるか） ② 中期へつなげるとき、戦略（考え方）は妥当か ③ 進捗状況確認指標は全体からみて有効か</p>
2 戦略計画 (小戦略)	<p>基本目標を達成するための手段である戦略計画を以下の「評価の視点」をもって評価・検証する。</p> <p>【評価の視点】 基本目標を達成するために戦略計画が果たした役割を成果指標やKPIなどから推定し、その有効性（貢献度）を評価・検証する。</p> <p>【評価のポイント】 ① 戦略計画は基本目標の達成のために、その役割を果たしたか</p>
3 当事者目標 及び 事務事業	<p>今年度の試みとして、当事者目標及び事務事業の評価を、政策提言へつなげていくため9月の決算審査において行い、基本目標との関係性などを踏まえ、政策に通じる決算審査にしていく。</p> <p>【評価のポイント】 ① 事務事業の評価においては、「継続」「改善」「廃止」など事務事業の今後の方向性をどうすべきか、がポイントとなる。</p>
4 分野別計画	<p>総務・社会文教・産業建設の3常任委員会の研究テーマにもかかることから、対象の選択については分科会の判断による。また、評価・検証の手法についても分科会に一任する。</p> <p>検証にあたっては、ステップ1において基本目標の全体的な評価の観点から、関連する分野別計画についてとして説明を受ける。</p>

【留意事項】

- ア 評価にあたっては、各区分の「評価シート」に記載されている執行機関の評価が妥当であるかを、成果指標を十分に確認していく。
- イ 基本目標・戦略計画の達成度を成果指標によりみていくが、成果指標で足りない分は参考指標（KPI等）も用いる。
- ウ 基本目標及び戦略計画の評価・検証のため、必要に応じて当事者目標及び事務事業をステップ1（成果説明）において確認することが考えられるが、決算審査で行う事務事業の成果評価にならないよう留意していく。
- エ 当事者目標＝事務事業は、戦略計画に繋がっている関係性を見ながら決算審査において評価を行うが、経常経費などの事務事業は一括して説明を受けることで決算審査としての審査機能を保持する。

各分科会の担当する基本目標及び戦略計画等については、「別表」を参考

昨年度の議会行政評価との比較、相違点など

- ア 昨年度の議会行政評価においては、戦略計画及び当事者目標の評価対象について絞り込みを行って取り組んだ経緯がある。この「絞り込み」による方法で2年間回せば、全体を網羅できると見込んでいたところがある。
- しかし、今年度は、中期へつなげるための前期全体の評価が重要となる年度となるため、昨年度評価した場合であっても、改めて評価対象とすることもある。
- イ 2層式にする背景として、昨年度の議会行政評価の場合、事務事業の評価が戦略計画や当事者目標にかかるものからピックアップしたことにより、行政評価の視点での事務事業評価が限定されたものになった感がある。
- 事務事業評価から基本目標や戦略計画の妥当性をみる、つまり「下から上をみる」ことも重要なことから、2層式で行って重ね合わせることで、全体の評価・検証となっていくと考える。
- ウ ア及びイという考え方や進め方を採用しても、分科会の所管する範囲によっては時間などの制約はあることから、評価対象を選定する場合があります、その判断は分科会に任せることとしたい。

（令和2年度「議会による行政評価」の日程）

- | | |
|------------------------------|--|
| ステップ1「執行機関による成果説明」 | 7月21日(火)、22日(水) 各分科会（連合会議） |
| ステップ2「各議員による評価」 | 7月30日(木) 評価シートの提出期限 |
| ステップ3「分科会による意見集約」 | 8月5日(水)、6日(木) |
| ステップ4「全体会での検討経過確認・協議」 | 8月25日(火) |
| ステップ5「分科会の決算審査
及び全体会での確認」 | 8月31日(月)～各分科会
9月17日(木) 予算決算委員会後期全体会 |
| ステップ6「提言と進行管理」 | 9月23日(水) *第3回定例会閉会日 |